

# 荒廃農地の現状と対策について

農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課

## 1. 農地・荒廃農地について



耕地 454万ha(H25)

荒廃農地 27.3万ha

再生可能  
13.8万ha  
(H25推計値)

再生困難  
13.5万ha  
(H25推計値)

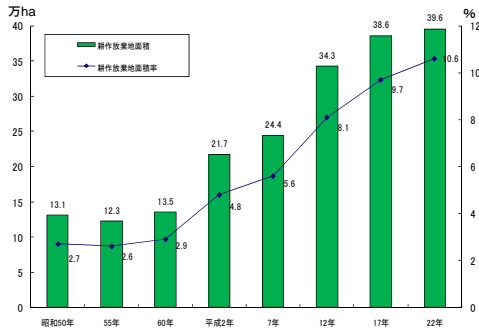
出典：大臣官房統計部「平成25年 耕地及び作付面積統計」、農村振興局「平成25年 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」  
注）耕地は休耕地及び不作付地を含む値である。

○荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地	 【再生可能】	
○再生利用が可能な荒廃農地	荒廃農地のうち、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるもの		 【再生困難】
○再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	荒廃農地のうち、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当するもの		

## 2. 耕作放棄地面積の推移

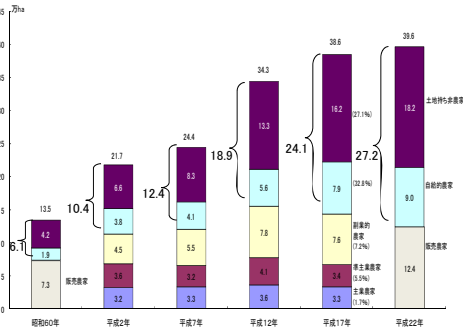
- 耕作放棄地面積は、昭和60年までは、およそ13万haで横ばいであったが、平成2年以降増加に転じ、平成22年には、滋賀県の面積に匹敵する39.6万haとなっている。
- 農家の形態別にみると、土地持ち非農家、自給的農家が所有する耕作放棄地は増加傾向にあり、平成22年には耕作放棄地面積39.6万haのうち7割弱(27.2万ha)がこれらの者によって占められている。

耕作放棄地面積の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」  
注：耕作放棄地面積率は、耕作放棄地面積÷(総農家の経営耕地面積+耕作放棄地面積)×100

農家の形態別耕作放棄地面積



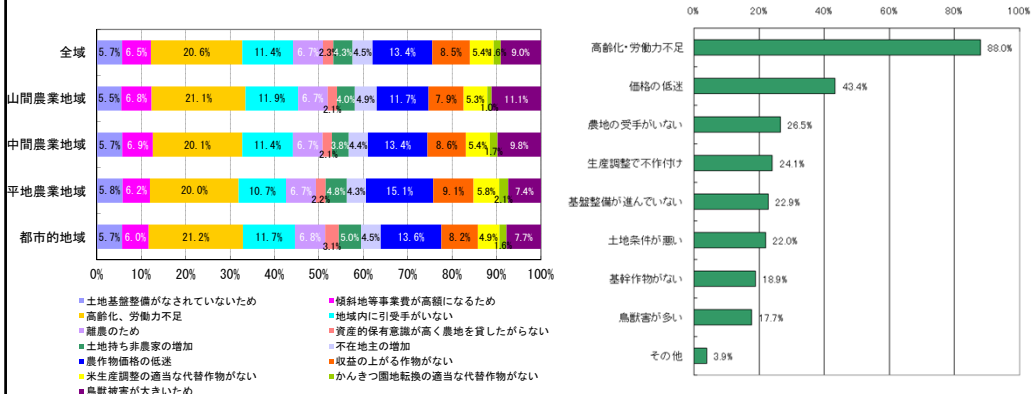
資料：農林水産省「農林業センサス」  
注1：昭和60年については、主業・準主業・副業的農家の区分がない。  
注2：平成17年の( )内の数値は耕作放棄地面積率である。  
注3：平成22年については、主業・準主業・副業的農家の区分は未公表。

2

## 3. 荒廃農地の発生原因

- 平成21年における調査によれば荒廃農地の発生原因は、全ての農業地域で「高齢化・労働力不足」が全体の2割を占めるが、これと「地域内に引受手がない」を合わせると、全体の3割を占めている。また、「農作物価格の低迷」と「収益の上がる作物がない」を合わせると全体の2割を占めている。
- 一方、平成14年に行った調査によると、ここでも荒廃農地の発生原因として、「高齢化・労働力不足」、「価格の低迷」、「農地の受け手がない」が主な原因としてあげられており、荒廃農地の発生原因に大きな変化はみられない。

荒廃農地の発生原因



資料：農林水産省農村振興局調べ「耕作放棄地に関する意向調査(平成21年)」  
注：平成21年10月に全市町村を対象に調査したもの(回収率87.7%)。

資料：全国農業会議所「平成14年地域における担い手・農地利用・遊休農地の実態と農地の利用集積等についての農業委員調査結果」

3

## 4. 荒廃農地対策の枠組み

### 再生・利用に係る課題

- 荒廃農地の発生要因や荒廃状況、権利関係、引き受け手(周辺農家、企業等)の態様はさまざま
- また、**引き受け手をどうするか、作物をどうするか、土地条件はどうか**についてきめ細かな対応が重要

### 法律に基づく遊休農地対策

- 農業委員会が毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者等に対する意向調査を実施。
- 意向どおり取組を行わない場合、農業委員会は、農地中間管理機構との協議を勧告し、最終的に都道府県知事の裁定により、同機構が農地中間管理権を取得できるよう措置。
- 所有者が分からない遊休農地(共有地の場合は過半の持分を有する者が確知することができない場合)については、公示手続で対応。
- 既に荒廃農地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により荒廃農地となるおそれのある農地(荒廃農地予備軍)も対策の対象。

### 荒廃農地の発生防止

- 中山間地域等直接支払及び多面的機能支払など日本型直接支払制度等による荒廃農地の発生防止

### 荒廃農地の再生利用、農地の条件整備

#### ● 荒廃農地の再生利用

##### 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

#### ① 再生利用活動

- ア 再生作業(障害物除去、深耕、整地等及び土づくり(肥料、有機質資材の投入等))を一括で支援
- ・定額支援【5万円/10a、6万円/10a】
  - ・重機を用いて行う等の場合【1/2等】
  - ・土づくり(2年目、必要な場合のみ)【2.5万円/10a】
  - ・営農定着【2.5万円/10a】
- イ 経営展開 経営相談、実証ほ場の設置・運営等【定額】

#### ② 施設等補完整備

- ・用排水施設、農業用機械・施設等の整備【1/2等】
- ・小規模基盤整備【2.5万円/10a】

#### ③ 再生利用活動附帯事業

- 基金管理事務、農地利用調整等【定額】

#### ● 農地の条件整備

- ・畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地の整備を推進



### 経営所得安定対策等による経営の安定

- 経営所得安定対策の着実な実施
- 水田で飼料用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進 4

## 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

本事業では家畜の放牧による荒廃農地の再生も支援可能

### 支援内容

- 再生作業  
5万円/10a、1/2以内等
- 土づくり(2年目に必要な場合のみ)  
2.5万円/10a
- 営農定着(再生農地への作物導入等)  
2.5万円/10a

放牧前



放牧後



### <再生作業の内容>

#### <資材費>

物品(電気放柵、飲水施設等)の購入費  
※1件の取得価格が50万円未満の機械・器具に限る

#### <賃借料>

物品、家畜等の賃借料(家畜の購入は不可)

#### <労務費>

家畜の管理、物品の設置等に係る労務費

#### <共済費>

家畜に係る保険料

※5万円/10aについては、簡易なチェックリスト方式で申請可能

### 事業要件

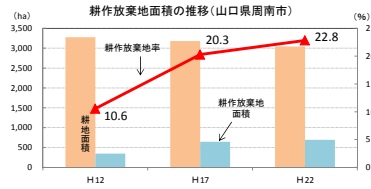
- ・対象農地は、荒廃農地(A分類)であり、基本的には農用地区域内
- ・支援対象者は、基本的には荒廃農地の所有者以外
- ※飼料作物(牧草等)を生産する場合は、農用地区域外の農地や、農地の所有者も支援対象

- ・再生後の農地では、5年間以上耕作する必要あり

# 放牧による荒廃農地解消事例 しゅうなんし [山口県周南市の事例]

## 1. 地域農業の状況

- 周南市は、山口県の東南部に位置し、南は瀬戸内海、北部は西中国山地に囲まれ、平坦地が少なく、海岸部は温暖少雨の沿岸型気候、内陸部は寒暖の差が激しい高地型気候の地域である。
- 主要作物としては、平坦部においては水稲、山間部においてはぶどう、なしの果樹団地を中心とする観光農業が盛んである。
- 担い手不足等により、中山間地域を中心に耕作放棄地が増加しており、周南市の農地面積2,387haの内、耕作放棄地面積は694haとなっている。(平成22年農林業センサス)
- 本件の取組が行われた農地は、水田による稲作経営が中心であったが、鳥獣被害による収穫量の減少と鳥獣被害防止対策に要する費用の増加に加え、農業者の高齢化と後継者不足により、荒廃農地が増加していた。



資料:農林業センサス(農林水産省)

## 2. 荒廃農地再生利用の取組

取組主体	農業者	地区名	高水上大蔵地区
再生面積	0.84ha	取組年次	平成22年・23年
作付作物	飼料作物	活用した支援策	H22~23 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(国)(再生作業・土壌改良)

- (1)準備活動
- 自治会を中心に鳥獣害防止対策推進委員会を設置し、地域住民と連携した。
    - ・鳥獣被害の状況を踏まえ、緩衝帯として活用する荒廃農地の場所を決定
    - ・山口型放牧の先進地視察を行い、牛の管理や糞尿臭などの不安を払拭し、住民合意を形成
- (2)再生・利用活動
- 鳥獣害防止対策推進委員会が中心となって利用権等の調整を行い、地元農業者を取組主体として国の耕作放棄地再生利用緊急対策を実施した。
  - 耕種農家と畜産農家の作業分担を調整し、飼料作物利用供給契約を締結した。
    - ・畜産農家：牛の入退牧(牛は市有であり、牛の体調不良の際は市が対応する。)
    - ・耕種農家：放牧作業、再生後の飼料作物の作付
- (3)効果
- 再生農地は、農地に加え、鳥獣害の緩衝帯としても機能し、被害が減少した。

○ 地域全体で農地の有効利用の意識が高まり、集落全体を囲む鳥獣防護柵の設置(鳥獣被害防止総合対策交付金を活用)がなされるとともに、隣接地の山の自主的な草刈りなどが行われるようになり、地域の連携が深まった。

